

# 原子力防災の取組と 国の支援体制について

令和2年8月

内閣府(原子力防災担当)



1. 内閣府(原子力防災担当)について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取組

4. 地域防災力向上に向けた更なる取組



# 1. 内閣府(原子力防災担当)について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取組

4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

# 1-1 内閣府(原子力防災担当)の体制



◆内閣府(原子力防災担当)の組織は平成26年10月14日に発足

内閣府 特命担当大臣(原子力防災) 内閣府 副大臣(原子力防災) 内閣府 大臣政務官(原子力防災) 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 政策統括官(原子力防災担当) 大臣官房審議官 職員:約 70人 参事官(総括担当) 参事官(企画・国際担当) 参事官(地域防災担当) 参事官(総合調整・訓練担当)

## 1-2 内閣府(原子力防災)の業務



## 1. 地域防災計画の充実に向けた対応

- ◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

## 2. 関係道府県への財政的支援

- ◆放射線防護のための対策等について必要な財政的支援を実施
  - → 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 自治体が行う防災活動に必要な資機材(放射線測定器、防護服等)の整備等
  - → 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業 避難をより円滑に実施するためのモデル実証事業
  - → 放射線防護対策等事業
    即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業等

## 3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練の支援、防災業務関係者への研修

- ◆ 原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施
  - → 令和元年度は島根原子力発電所を対象に実施
- ◆ 自治体が行う原子力防災訓練を支援
- ◆ 自治体職員等の防災業務関係者への研修を実施

## 1-3 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



Cabinet Office, Government of Japan

#### <国>

#### 中央防災会議

#### 防災基本計画

国、自治体、電力事業 者等がそれぞれ実施す べき事項を規定

#### 原子力規制委員会

#### 原子力災害対策指針

原子力災害対策に関す る専門的・技術的事項 を規定

## <県・市町村> 県防災会議・ 市町村防災会議

#### 地域防災計画 湖難計画

原子力災害対策指針、防災 基本計画に基づき、地域の 実情に精通した関係自治体 が作成

支援

#### 地域原子力防災協議会

- 原発が立地する13の地 域ごとに、内閣府が設置
- 内閣府、規制庁を始めと した国の全ての関係省 庁と、計画を策定する関 係自治体等が参加
- 各自治体の避難計画を 含む当該地域の「緊急 時対応」を取りまとめ、 原子力災害対策指針等 に照らして具体的かつ 合理的であることを確認

支援

#### 原子力防災会議

• 全閣僚と原子力規制 委員長等で構成(議 長:総理)

• 地域の避難計画を含 む「緊急時対応」が原 子力災害対策指針等 に照らして具体的か **つ合理的**となっている ことについて、国とし て了承

### 内閣府 (原子力防災担当)

国による自治体支援の実施、防護設備、資機材等への財政的支援

事務局

報告

了承

#### <国による自治体支援の具体的内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、 地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- •一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化



1. 内閣府(原子力防災担当)について

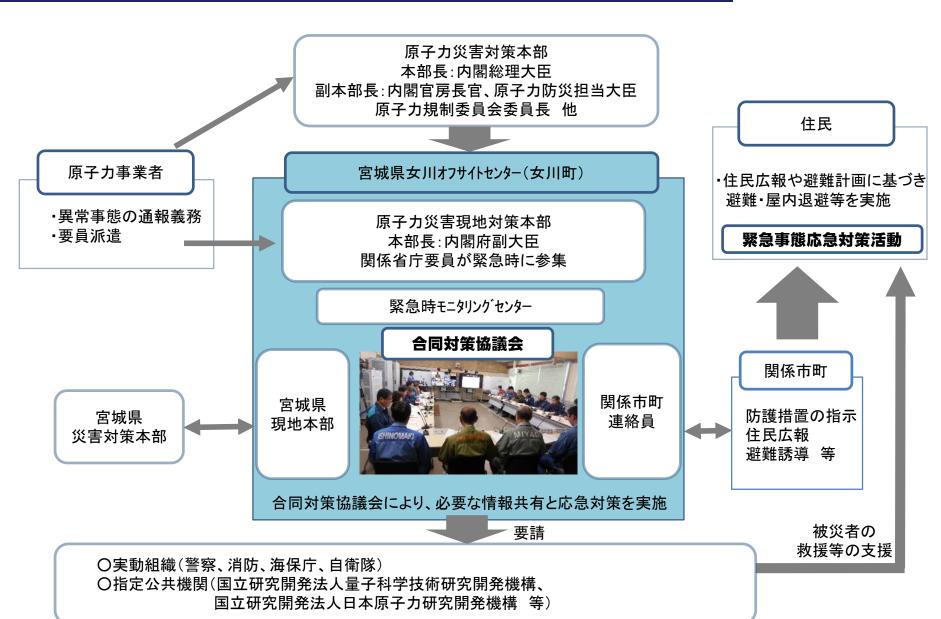
2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取組

4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

## 2-1 国の対応体制





# 2-2 宮城県及び関係市町の対応体制



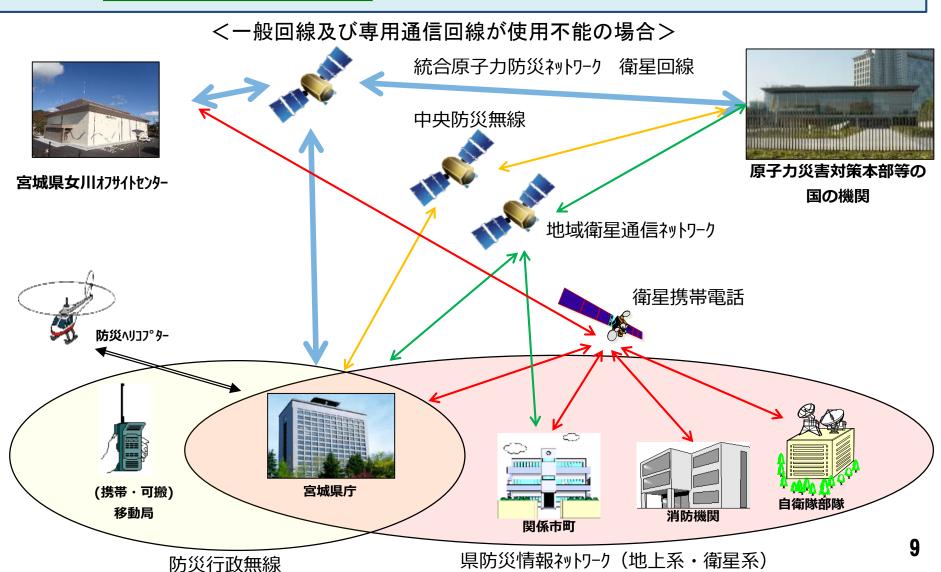
- 宮城県及び関係市町は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- ▶ 関係市町の警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を始め、 PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



# 2-3 連絡体制の確保



- → 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- ▶ その他、<u>中央防災無線、衛星携帯電話</u>などを使用し、連絡体制を確保。

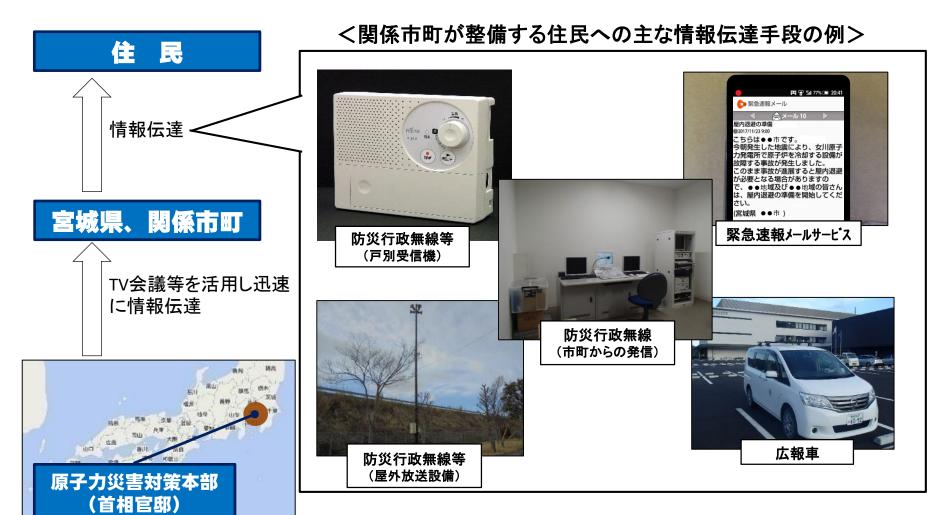


# 2-4 住民への情報伝達体制

(C)2019ZENRIN(Z05F-第175号



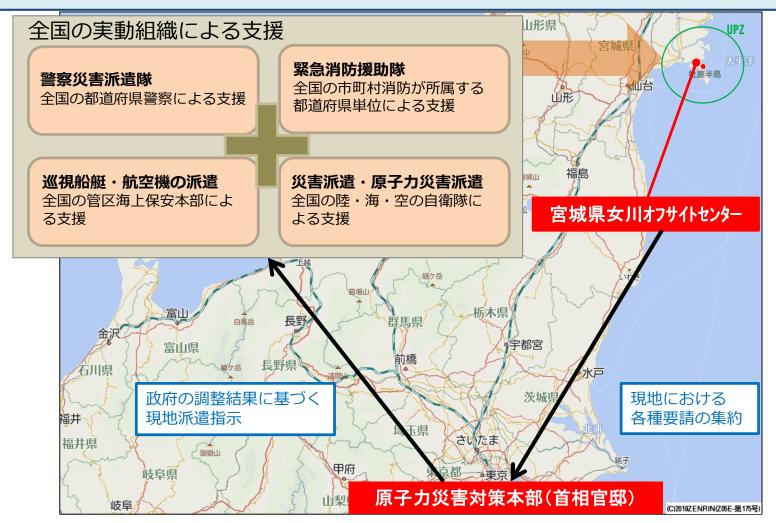
- ▶ 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力 災害対策本部等から、宮城県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 関係市町は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。



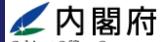
# 2-5 国の実動組織の広域支援体制



- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、宮城県、関係市町からの各種要請を踏まえ、 政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- → 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。

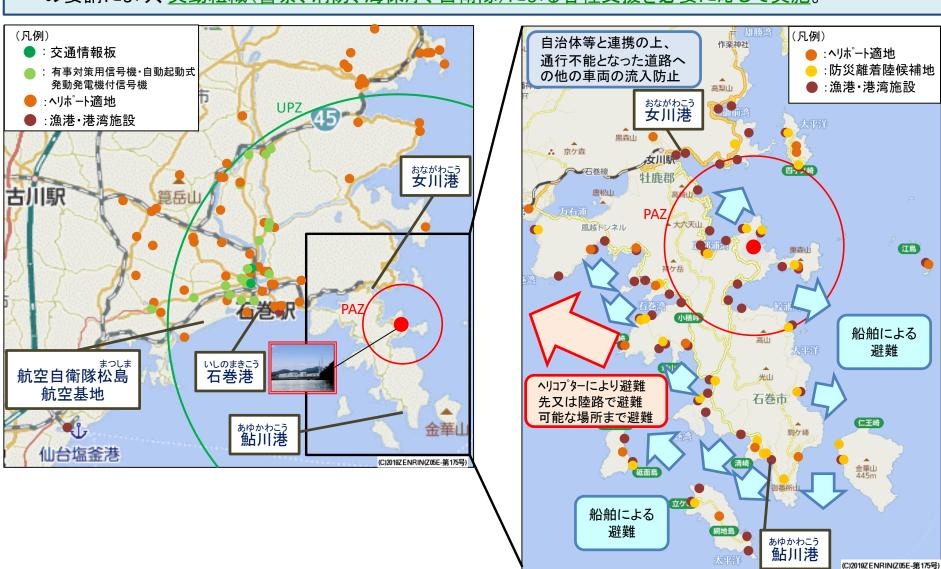


## 2-6 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応



Cabinet Office, Government of Japan

▶ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、宮城県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



## 2-7 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例



宮城県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

#### 警察組織

- ✓現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓避難指示区域への立入制限等







#### 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達







#### 海上保安庁

- ✓巡視船艇による住民避難の支援
- ✓緊急時モニタリング支援
- ✓船舶等への避難指示の伝達
- ✓海上における警戒活動





#### 防衛省

- ✓緊急時モニタリング支援
- ✓被害状況の把握
- ✓避難の援助
- ✓人員及び物資の緊急輸送
- ✓緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓人命救助のための通行不能道路の啓開作業









1. 内閣府(原子力防災担当)について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取組

4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

## 3-1 地域防災計画の充実に向けた国の取組方針



## 地域防災計画の充実に向けた対応

- 原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のため、 「地域原子力防災協議会」を設置して、関係道府県・市町村の 地域防災計画・避難計画の<u>充実化を支援。</u>
- 同協議会において、<u>避難計画を含むその地域の緊急時における</u> 対応(「緊急時対応」)が具体的かつ合理的であることを確認する。

## 検討経緯

- □ 女川地域原子力防災協議会作業部会(計26回開催) 平成27年5月15日~令和2年6月16日
- □ 女川地域原子力防災協議会 令和2年3月25日、令和2年6月17日
- □ 第10回原子力防災会議 令和2年6月22日

## 3-2 原子力災害対策重点区域



#### **OPAZ:**Precautionary Action Zone

## 「予防的防護措置を準備する区域」

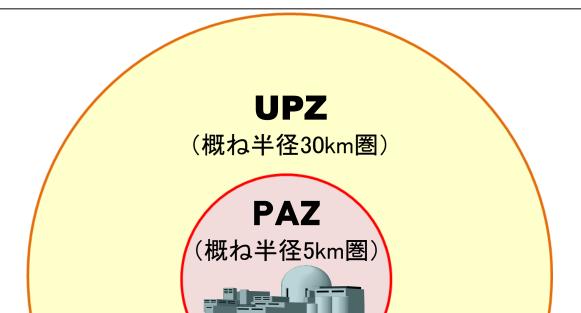
原子力発電所から概ね半径5km圏内。 放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

## **OUPZ: Urgent Protective action planning Zone**

### 「緊急時防護措置を準備する区域」

PAZの外側の概ね半径30km圏内。

- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を 実施。
- ・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間 放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長(総理大臣)の指示を受け一時 移転等を実施。



#### 3-3 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動IA`ル: EAL (※1))



- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。

#### <u>警戒事態</u>

EAL (AL)(×2)

例)大地震(所在市町村で 震度6弱以上) 施設敷地緊急事態

EAL (SE) (\*\*2)

例) 全交流電源喪失

全面緊急事態 EAL (GE)<sup>(※2)</sup>

例) 冷却機能喪失

PAZ内 〜概ね5km 施設敷地緊急事態要避難者 (※3) の 避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者 (※3) の 避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

安定ヨウ素剤の服用準備

住民の<u>避難開始</u>

安定37素剤の服用

UPZ内 概ね5km~ 30km (※4)

UPZ外 概ね30km~ <sup>(※5)</sup> 屋内退避の準備

屋内退避

(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動いい

原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

- (%2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康以か高まらないもの
  - ○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
    - (ア) 安定到素剤を服用できないと医師が判断したもの
    - (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態で、必要に応じて 住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

## 3-4 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (運用上の介入いが): 01L (※))



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- ▶ また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する 観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

<u>緊急防護措置</u> 500µSv/h超過 [OIL2] <u>早期防護措置</u> 20µSv/h超過 飲食物摂取制限 [OIL6]

[飲食物に係るスクリーニング基準] 0.5µSv/h超過

数時間内を目途に区域を特定

1日内を目途に区域を特定

数日内を目途に飲食物中の放射 性核種濃度を測定すべき区域を 特定

WPZ内 避難(移動が困難な者の一時屋 内退避を含む)の実施 対象地域の生産物の摂取を制限

対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転

1週間程度内を目途に飲食物中 の放射性核種濃度の測定と分析 を実施

基準を超えるものにつき摂取制 限を迅速に実施

避難等される住民等を対象に避難退域時 検査を実施して、基準を超える際は簡易 除染【OIL4】

UPZ外 概ね30km~ (※

概ね5km~

30km

UPZ内と同じ

(※) OIL( Operational Intervention Level): 運用上の介入いい 放射線モラリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

#### 「女川地域の緊急時対応」の取りまとめ 《内閣府 3 – 5



> 令和2年3月25日、<u>女川地域原子力防災協議会において、関係府省庁、宮城県、関係市</u> 町等により、避難計画を含む女川地域の緊急時における対応(「女川地域の緊急時対 応」)が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認。同 年6月17日、より一層の具体化・充実化を図るものとして、女川地域の緊急時対応を改定。 その後、同年6月22日、原子力防災会議(議長:内閣総理大臣)で報告・了承。

✓ 内閣府

#### 女川地域の緊急時対応 (全体版)

首相官邸

令和2年6月22日

原子力防災会議



女川地域原子力防災協議会

B	次			Cabinet O	勺閣府 ffice, Government of Japan
1.	はじめに				P. 3
2.	女川地域の	概要			P. 5
3.	緊急事態に	おける対応体制	IJ		P. 10
4.	PAZ内の施言	<b>设敷地緊急事態</b>	における対応		P. 22
5.	PAZ内の全面	面緊急事態にお	ける対応		P. 46
6.	準PAZ内の物	社鹿半島におけ	る対応		P. 57
7.	準PAZ内の語	准島における対	肱		P. 77
8.	UPZ内におけ	ナる対応			P. 98
9.	放射線防護	資機材、物資、	燃料の備蓄・	供給体制	P. 136
10	. 緊急時モウ	リングの実施体制	IJ		P. 148
11.	. 原子力災害	<b>書時の医療等の</b>	実施体制		P. 157
12	. 国の実動組	組織の支援体制			P. 167
	(注) 本資料の地図に	t, (C)2019ZENRIN(Z0SE-第175号	を用いている。		2

# 3-6 女川地域の原子力災害対策重点区域の概要



- ▶ 女川地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は198,946人 (平成31年4月1日現在)。
- ▶ PAZ内の人口は1,113人(女川町547人、石巻市566人)。
- ▶ UPZ内の人口は関係7市町197,833人、うち半島部、離島部の準PAZの人口は2市町2,376人。



※地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

## <概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出 される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(安川町、石巻市)住民数:1,113人※

## <概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等 を準備する区域

3市4町(女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、

- 『『こここ』 美里町及び南三陸町)住民数:197,833人<sup>※</sup>

## <PAZ外の有人離島、牡鹿半島地域>

PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域(準PAZ)

おながわちょう いしのまきし

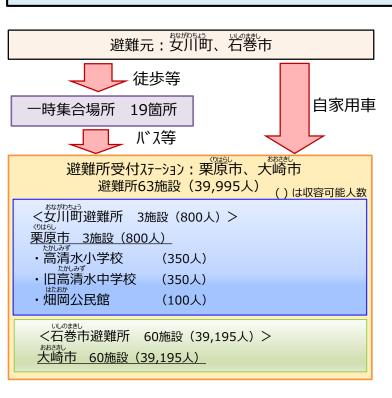
1市1町(女川町、石巻市)住民数:2,376人※

※人口 平成31年4月1日現在

# 3−7 PAZ内における防護措置の考え方



- ▶ 施設敷地緊急事態となった場合には、要避難者については、避難を開始。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備 完了後、避難を実施。
- ▶ 全面緊急事態となった場合には、住民は避難を開始。
- ▶ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に必要となるバス、福祉車両については、必要数を把握するとともに、宮城県と宮城県バス協会との協定等に基づき必要な車両数を確保。

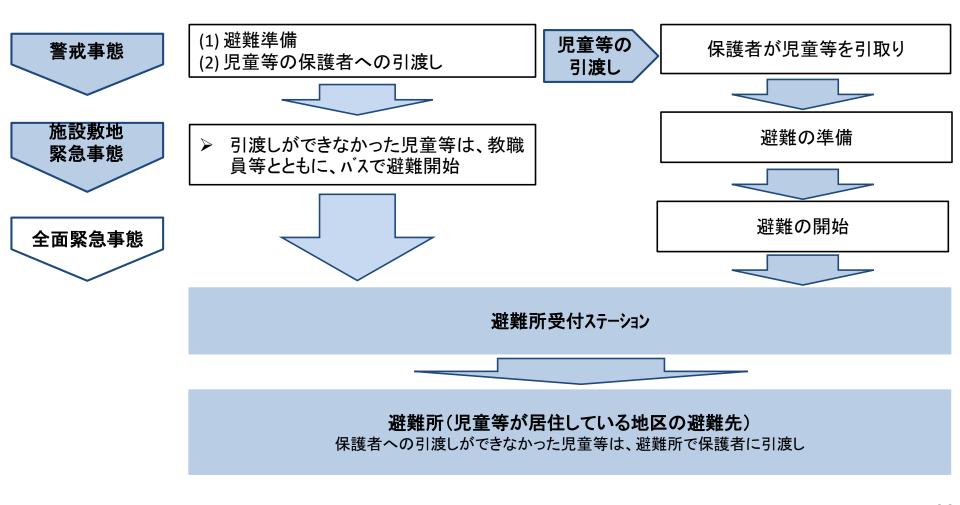




# 3-8 PAZ内の学校の児童等の避難



- > PAZ内の小中学校の児童等は、警戒事態で、授業を中止し、保護者へ引き渡す。
- ➤ 保護者への引渡しができなかった児童等は、<u>施設敷地緊急事態で</u>、教職員等と ともに自治体が手配するバスで避難し、避難所で保護者に引き渡す。



#### PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難 < 内閣府 3 – 9



- 施設敷地緊急事態となった場合に、在宅の避難行動要支援者は避難を開始。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス又は福祉車両で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策 施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。
- バスや福祉車両等必要な車両台数は確保済み。



#### 支援者が同行することで避難可能な者

支援者の車両等で移動

支援者と共に 徒歩等で移動

時集合場所

バス、福祉車両で移動

#### 避難の実施により健康リスクが高まる者

支援者の車両又は福祉車両で移動

輸送等の避難準備完了後、 避難を実施

放射線防護対策施設

避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施

避難所受付ステ ション

バス、 福祉車両 等で移動 避難所または福祉避難所

# 3-10 放射線防護対策を施した屋内退避施設

### (イメージ)

#### 非常用発電設備

商用電源が喪失した場合において も陽圧化装置等を稼働するための 非常用発電設備。



#### 差圧計

屋内の空気圧を測 定することにより 、陽圧化装置の稼 働状況を把握。



#### 気密性の確保

玄関出入口の二重扉化や壁及び窓枠等の補強。



2階部分

1階部分

1

要配慮者や住民等の屋内退避施設、緊急時の 現地の対策拠点施設等に対する放射線防護対 策は、施設の形態、規模等により異なる。

吹出口

吹出口

#### 陽圧化装置

- ・プレフィルターで砂塵等を除去。
- ・メインフィルター(HEPA・活性炭)で放射性セシウムや放射性 ョウ素等を除去。
- ・上記処理後の清浄な空気を施設内に給気。



## 3-11 PAZ内及びその周辺の放射線防護対策施設の設置状況



- ▶ これら施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約800人収容可能。
- ▶ 放射線防護対策施設では、およそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。



# 3-12 女川町におけるPAZ内から避難先までの主な経路 < 内閣府



地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により 避難を実施。



# 3-13 石巻市におけるPAZ内から避難先までの主な経路 < 内閣府



地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により 避難を実施。



## 3-14 準PAZ内の牡鹿半島における防護措置の考え方



- ▶ PAZ内と同様、施設敷地緊急事態となった場合には、要避難者については、避難を開始。
- ▶ 学校の児童等の避難や、在宅の避難行動要支援者の避難については、PAZ内のフローと同様。
- 全面緊急事態となった場合には、住民は避難を開始。



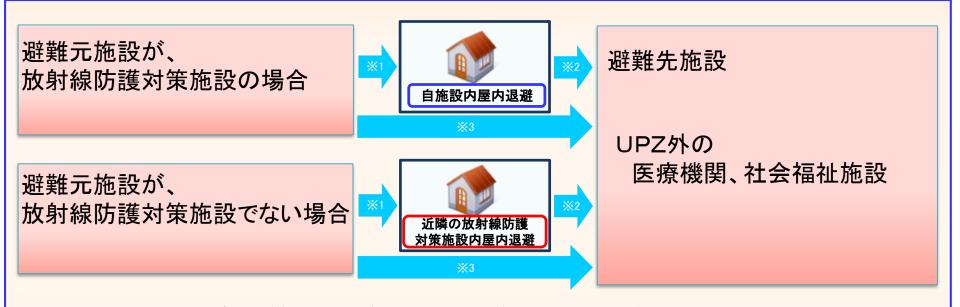
(C)2019ZENRIN(Z05E-第175号)

#### 3-15 準PAZ内の牡鹿半島における医療機関及び社会福祉施設

の入所者等の避難



- <u>避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、</u>避難に必要な準備が整うまで<u>屋内退避を実施</u>。その他の<u>避難可能な入所者等は</u>、それぞれの避難先施設へ<u>避難を実施</u>。
- ▶ 医療機関については、宮城県の被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言を受け、宮城県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、宮城県が受入先 を調整。
- ▶ 通所施設の利用者は、警戒事態で、サービスを中止し、家族等へ引き渡す。



- ※1 避難の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が完了するまで放射線防護対策施設内で屋内退避
- ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設又は宮城県が調整した避難先施設へ避難
- ※3 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設又は宮城県が調整した避難先施設へ避難

## 3-16 準PAZ内の離島における防護措置の考え方



- > PAZ内と同様、施設敷地緊急事態となった場合には、要避難者については、避難を開始。
- ➤ 在宅の避難行動要支援者の避難や、社会福祉施設の入所者等の避難については、PAZ内や準PAZ内(牡鹿半島)のフローと同様。
- ▶ 全面緊急事態となった場合には、住民は避難を開始。



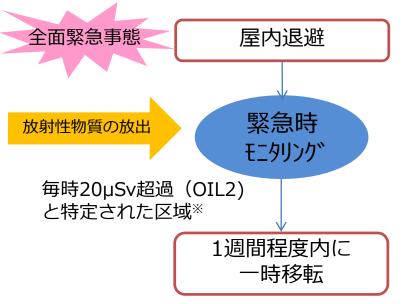
# 3-17 UPZ内における防護措置の考え方



- ▶ 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階で、UPZ内においては住民の屋内退避を 開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ば くのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時20 μ Sv 超過となる区域を1日程度内に特定し、当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間 程度内に一時移転を実施する。



#### UPZ内の防護措置の基本的な流れ

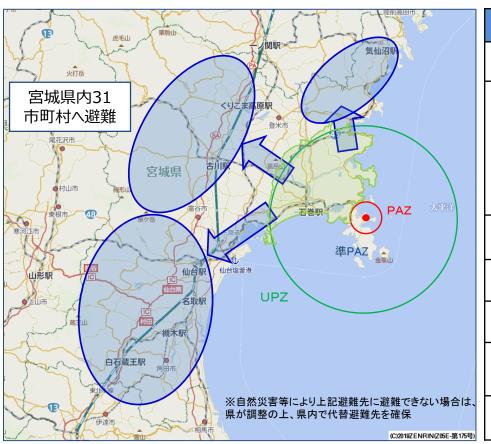


※ 空間放射線量率が毎時500µSv超過(OIL1)となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

# 3-18 UPZ内の住民の一時移転等



- ▶ UPZ内関係市町の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、宮城県は県内市町村と調整して、他の避難先の調整を行う。
- ▶ 宮城県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している東北各県等と調整を行う。



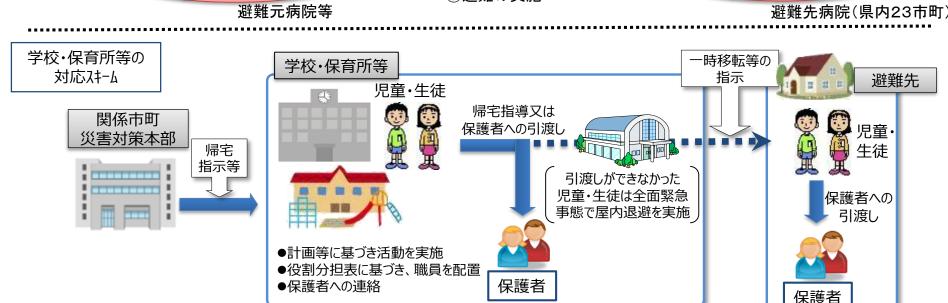
市町名	避難先	
女川町	栗原市	
石巻市	仙台市、大崎市、登米市、栗原市、 多賀城市、気仙沼市、大和町、加美町、 美里町、富谷市、白石市、大衝村、色麻町、 角田市、柴田町、丸森町、蔵王町、利府町、 大河原町、大郷町、塩竈市、七ヶ浜町、村田町、 涌谷町、川崎町、七ヶ宿町、松島町	
登米市	市内の30 k m圏外	
東松島市	仙台市、名取市、亘理町、岩沼市、山元町	
かくやちょう 涌谷町	町内の30 k m圏外	
美里町	町内の30 k m圏外	
みなみさんりくちょう 南三陸町	登米市	

#### 3-19 UPZ内における医療機関や社会福祉施設の入所者、 在宅の避難行動支援者、学校の児童等への対応について



- ▶ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の入所者については、宮城県災害対策本部が医療機関の 受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施し、社会福祉施設の入所者や在宅の避難行動支援 者については、あらかじめ確保している避難先へ移動。
- ▶ 学校の児童等は警戒事態で帰宅、もしくは保護者への引渡しを開始し、引渡しができなかった児童等は、全面緊急事態で屋内退避を実施。

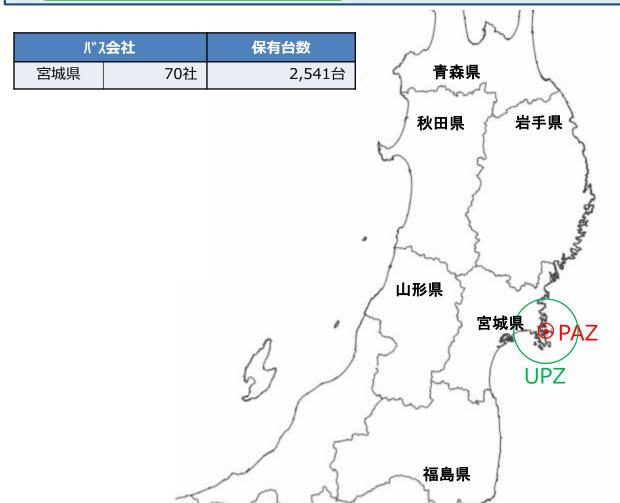




## 3-20 UPZ内の一時移転に必要となる輸送能力の確保



- ▶ UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリングの結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、宮城県が、宮城県バス協会から必要となる輸送手段を調達。
- ▶ 宮城県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、<u>隣接県等から輸送手段を調達</u>。
- ▶ 宮城県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係 団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。



#### 東北各県保有バス台数

県名	保有台数	
青森県	2,354台	
岩手県	1,777台	
秋田県	1,409台	
山形県	1,332台	
福島県	2,620台	
計	9,492台	

# 3-21 女川町におけるUPZ内から避難先までの主な経路 < 内閣府



地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により 避難を実施。



## 3-22 石巻市(石巻地区①)におけるUPZ内から避難先までの主な経路

:避難退域時検査場所(候補地)



Cabinet Office, Government of Japan

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により 避難を実施。



(C)2019ZENRIN(Z05E-第175号

# 登米市におけるUPZ内から避難先までの主な経路 《内閣府



Cabinet Office, Government of Japan

- とめし とよさとちょう つやまちょう
- 登米市(豊里町、津山町)ではあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、道路状況等を 確認のうえ、避難等を実施。
- 避難所受付ステーションは設置されないため、避難対象者は事前に示された避難先に直接避難等を実施。



# 3-24 東松島市におけるUPZ内から避難先までの主な経路①



地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、東松島市の指示のもと避難等を実施。



# 3-25 涌谷町におけるUPZ内から避難先までの主な経路 ≤ 内閣府



たくやちょう たんだい おおやち 涌谷町(短台、大谷地)では、避難所受付ステーション(涌谷地区河川防災ステーション)までの避難経路をあらかじめ設定。

なお、自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、涌谷町の指示のもと、避難を実施。



# 3-26 美里町におけるUPZ内から避難先までの主な経路 ≤ 内閣府



みさとまち こしま えきひがしちいきこうりゅう 美里町(小島行政区)では、駅東地域交流センターを避難所としており、道路状況等を確認の上、避難等を 実施。



# 3-27 南三陸町におけるUPZ内から避難先までの主な経路 < 内閣府



あらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



# 3-28 避難を円滑に行うための対応策



▶ PAZ及びUPZ内の住民の車両による<u>避難を円滑に行うため</u>、県、関係市町及び県警等により道路渋滞を把握し、主要交差点等における<u>交通整理・誘導・規制、「交通情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う</u>。

## 女川地域における交通対策

### ○道路渋滞把握対策

ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の 把握を実施

#### ○交通誘導対策

主要交差点等における市町、県警察 等の交通整理・誘導等により、円滑な 避難誘導を実施

#### ○交通広報対策

日本道路交通情報センター(JARTIC)、 交通情報板、避難誘導・交通規制用 自動制御板等を活用した広報 光ビーコンを活用した交通情報提供

### **○交通規制対策**

混雑エリアでの交通規制、主要交差点における信号機操作等による円滑な交通流の確保

#### 【凡例】

- 避難誘導及び交通規制箇所
- 有事対策用信号機・自家発電機能付信号機
- 交通情報板

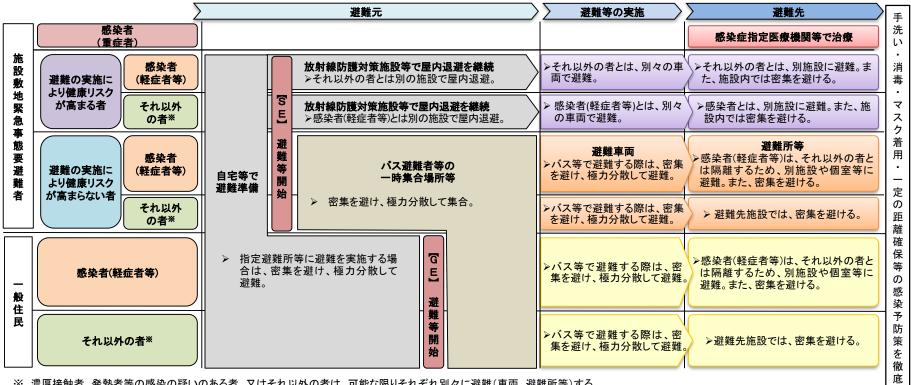


#### 感染症流行下での防護措置 3 - 29



- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗 いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車 面や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気につ いては、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難 な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

#### <感染症流行下でのPAZ・準PAZ内の防護措置の例>



## 3-30 PAZ及び準PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制



- ▶ 宮城県は、宮城県現地機関のほか、宮城県・女川町・石巻市庁舎や消防署、放射線防護対策施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- ▶ 緊急時には、自治体職員や避難誘導者等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。



備蓄拠点	対象施設数	対象者
県現地機関 県・安川町・岩巻市庁舎	6	自治体職員、避難誘導者、 バス運転者等防災関係者
がながり おながり おしか 女川消防署・女川消防署・女川消防署社鹿出張所	2	自治体職員、避難誘導者
放射線防護対策施設	10	施設管理者、避難誘導者
合 計	18	

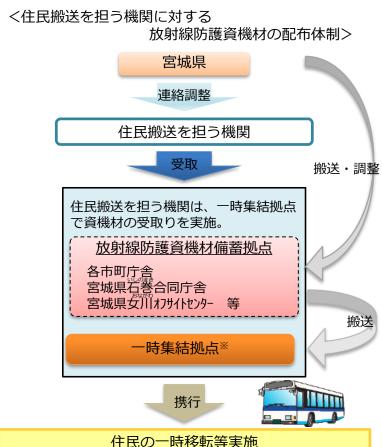


## 3-31 UPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制



- ▶ <u>UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う機関</u>には、放射線防護資機材備蓄拠点又は一時集結拠 点で放射線防護資機材を配布。
- ▶ 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- ▶ 平時には放射線防護資機材等の使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。





※一時集結拠点は、避難退域時検査場所候補地に設置することとしている。

45

# 3-32 緊急時モニタリングの実施体制



▶ 緊急時モニタリング・地点70地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。

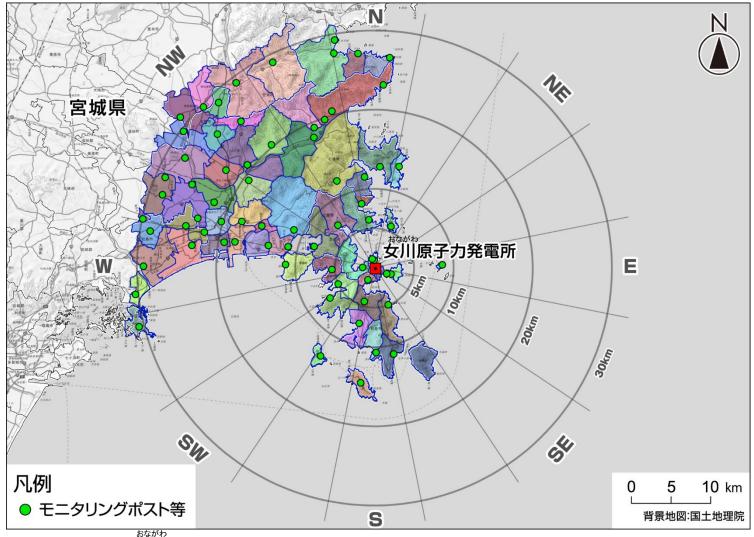
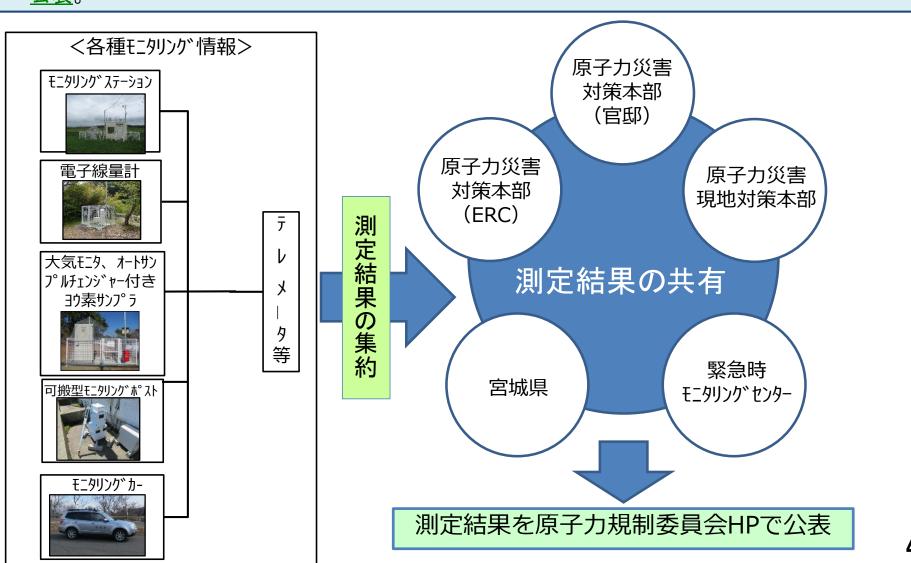


図: 安川地域における緊急時モリング体制と一時移転等の実施範囲

# 3-33 緊急時モタリング 結果の共有及び公表



▶ <u>緊急時モニタリングの結果</u>は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリング センター等の関係機関と共有し、<u>防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームへ<sup>®</sup>ージにより</u> 公表。



## 3-34 PAZ及び準PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布



- ▶ 宮城県では、平成28年度からPAZ及び準PAZ住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布を開始。
- ▶ 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。
- ▶ 今後も継続して事前配布説明会を開催し、事前配布率の向上を図る。



### <安定3ウ素剤事前配布説明会>

医師、県及び関係市町職員により、安定 3ウ素剤の効能や服用時期など、事前配 布に際し知っておくべき事項を説明し、安 定3ウ素剤を配布。

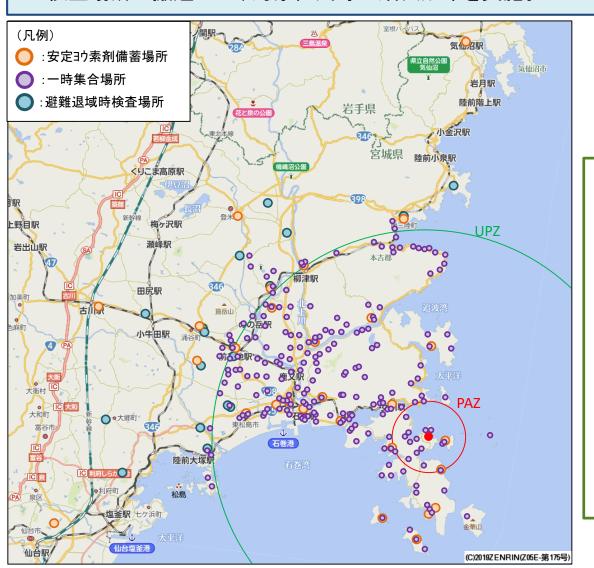


(事前配布説明会の様子)

# 3-35 避難住民等に対する安定到素剤の備蓄状況と緊急配布



- ▶ 避難住民等に対する安定3ウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より各市町が指定する一時集合場所及び避難退域時 検査場所に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



## 安定ヨウ素剤備蓄場所:28箇所

県及び市町職員により、安定30素剤の搬送を実施

### 安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

各市町が指定する一時集合場所で緊急配布

(計213箇所)

| **23箇所 石巻市: 148箇所** 

登米市: 11箇所 東松島市:14箇所

涌谷町: 2箇所 美里町: 1箇所

南三陸町:14箇所

#### 避難退域時検査場所(候補地)で緊急配布 (計18箇所)

**巻市: 2箇所** 

登米市: 4箇所

かくやちょう

東松島市:4箇所 涌谷町: 2箇所

美里町: 2箇所 南三陸町:2箇所

大郷町: 1箇所 利府町: 1箇所

※一時集合場所及び避難退域時検査場所での配布については、 発災時に宮城県及び市町が指定する箇所において配布

# 3-36 避難退域時検査場所の候補地の設定



➤ 宮城県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市町と各 避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



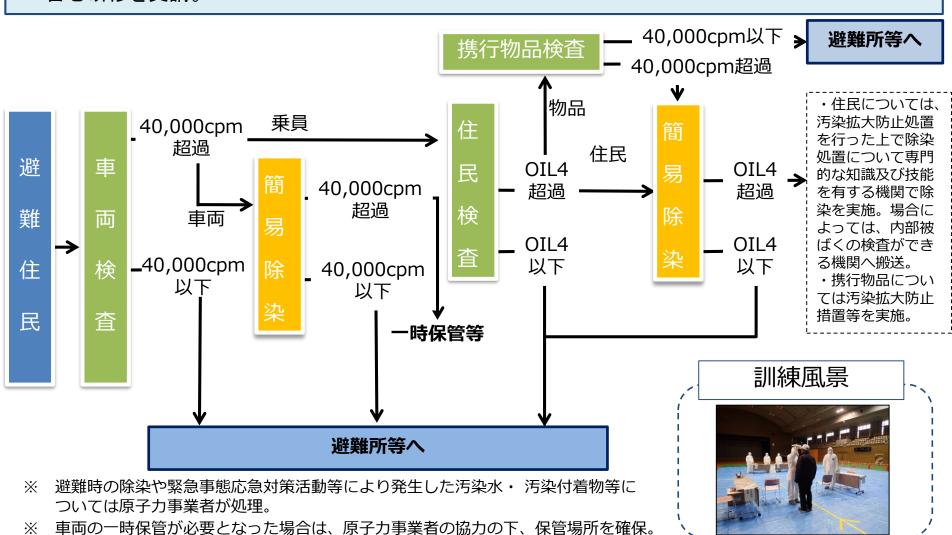
#### 検査場所候補地 18箇所

検査場所	避難元等
① 南三陸町スポーツ交流村	<sup>みなみさんりくちょう</sup> 南三陸町
② 登米総合体育館	क्षाकार्वा । एका हो । हेका । 女川町・石巻市・登米市
③ 迫川防災ステーション	登米市
④ 豊里運動公園	石巻市
5 涌谷地区河川防災ステーション	かくやちょう 涌谷町
<ul><li>高谷スタシ・アム</li></ul>	いしのまきし 石巻市
⑦ 南郷体育館	いしのまきし ひがしまつしまし みさとまち 石巻市・東松島市・美里町
8 鷹来の森運動公園	いしのまきし ひがしまつしまし 石巻市・東松島市
9 東松島市学校給食センター	水化島市
⑪ 野蒜市民センター	ひがしまつしまし 東松島市
かなみさんりくちょう うたつ 前三陸町歌津総合支所	予備
17 中田総合体育館	予備
(13) 美里町トレーニングセンター	予備
4 大塩市民センター	予備
15 河南体育センター	予備
いしのまきし ゆうがくかん 石巻市遊楽館	予備
⑪ 春日パ−キングエリア(上り)	予備
大郷町文化会館・自由広場	予備
	E0

# 3-37 避難退域時検査場所における検査手順



- 避難退域時検査は、宮城県、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- ▶ 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を 含む研修を受講。





1. 内閣府(原子力防災担当)について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取組

4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

# 地域防災力向上に向けた更なる取組



- ◆ <u>女川地域原子力防災協議会</u>等を通じて、<u>国と関係自治体が</u> 一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画 の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体が実施する<u>原子力防災訓練</u>で明らかになった 教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に<u>反</u> 映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も訓練等を通じて、国と関係自治体が一体となって継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。